

令和3年9月21日  
北沢総合支所地域振興課

### 広報板の損壊に伴う損害賠償金の請求に係る訴えの提起について

#### 1 趣 旨

平成29年6月4日に車両が衝突した広報板の原状回復に伴う損害賠償金について、事故原因者と同年12月25日に示談書および納付誓約書（兼納付計画書）を取り交わし、これまで損害賠償金を請求している。しかし、示談成立後、督促および催告を繰り返すも2年余りにわたり損害賠償金は全く納付されず、その後、分割により損害賠償金の一部が納付されたものの、再び納付が滞っている状況が1年以上続いている。こうしたことから、区としては損害賠償金の支払いを求めて、議会の委任による区長の専決処分により訴訟を提起する。

#### 2 訴訟の内容

##### (1) 相手方

事故原因者（広報板に衝突した車両の運転者）

乙（[REDACTED]）

##### (2) 損害賠償金額（令和3年8月31日現在）

616,000円（示談した損害賠償金額756,000円の内140,000円は納付済み）

※この他、民法第412条による遅延損害金（法定利率5%/年）あり

#### 3 今後の予定

令和3年10月 損害賠償金の請求に係る訴訟の提起についての専決処分の決定（区長決定）

11月 東京簡易裁判所へ訴訟を提起

令和3年第四回定例会において専決処分の報告

#### 4 主な経緯

平成29年

6月 4日 車両の衝突により広報板が損壊

10月 新たな広報板を同位置に設置（工事費用は区が立て替え）

12月25日 乙と示談成立（示談書および納付誓約書（兼納付計画書）を取り交わす）

平成30年

1月～ 各月分の納付書を送付するも納付なし

この間、適宜、電話連絡、自宅訪問、催告書及び督促状の送付を繰り返すも納付なし

令和2年

2月 乙が30,000円を持参（納付）  
4月～7月 乙が納入通知書により合計110,000円を納付  
8月 乙へ納入通知書を送付するも納付なし

以降、電話による催促、納入通知書の再発行、書面による催促などを行うが納付なし。特に、令和3年5月13日以降は、乙の自宅を訪問しても乙には会えず電話をかけても乙とは直接話ができない状況が続いている。